

しょうがくせい ほごしゃよう
小学生・保護者用

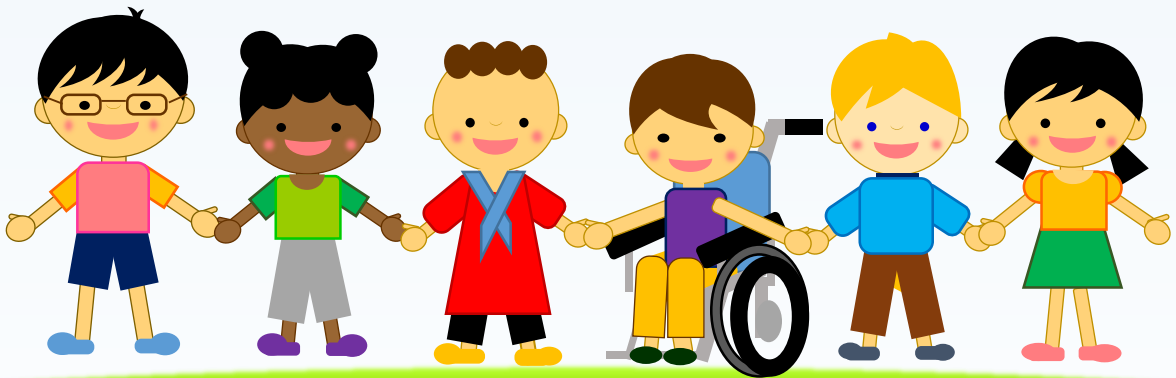


伊丹市マスコット たみまる

「こどもまんなか社会」をめざして

みな
みんなで学ぼう!

こ けんりじょうやく
子どもの権利条約



れいわ ねん ねん がつ
令和6年(2024年) 6月

いたみしきょういくいいんかい
伊丹市教育委員会

●「子どもの権利条約」って知ってる？

世界中の子どもたちみんなが、「幸せに暮らせるように」といった願いをこめて、たくさんの国が力を合わせて約束ごとを決めました。それが、「子どもの権利条約」です。1989年に国際連合の総会で作られ、日本も1994年にこの条約に入りました。2021年の段階で、世界の196の国と地域がこの条約に入っています。



伊丹市マスコット たみまる

●どんな約束が書かれているの？

「子どもの権利条約」は、世界中の18歳未満の子どもたちのためのものです。子どもたちが幸せになるために、どんなことができるかについて、54の約束が書かれています。その内容は、4つの柱からできています。

生きる
権利

育つ
権利

守られる
権利

参加する
権利



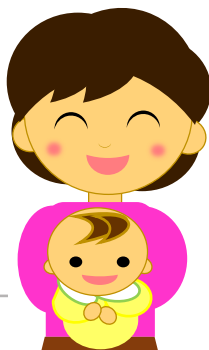


伊丹市マスコット たみまる

～「生きる権利」～

子どもたちは、すべての人から大切にされ、しっかり食べたり、眠ったり、元気に安心して過ごすことができます。

また、病気やけがをしたら、病院などで手当てを受けることができます。心や体がしんどいときは、近くの人に相談しましょう。



第3条 子どもにとってよいことを

大人は、子どもにとって「何がいちばん良いか」を考えなければなりません。

第6条 生きる権利、育つ権利

子どもはみんな、いきいきと成長することができます。



●保護者のみなさまへ

親(保護者)は、子どもの心や体の成長に合わせて適切な指導をしなければなりません。

子どもの指導について親の意見は大切にされます。(第5条より)

日々の生活の中で子どもたちはストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃さないようにしなければなりません。



～「育つ権利」～



伊丹市マスコット たみまる

子どもたちはみんな、学んだり、自分の考えを自由に言うことができます。
また、休んだり遊んだりすることも大切です。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいをもつ子どもも、その人らしく暮らせるようにみんなで協力して、サポートしていかなければなりません。

第28条 教育を受ける権利

だれでも、勉強することができます。子どもはみんな、学びたいことを学べる機会が保障されなければなりません。そして、自分の力を伸ばすことができます。



第31条 休み、遊ぶ権利

友達と遊んだり、ゆっくり休んだり、音楽を聞いたりする自由な時間をもつことができます。



●保護者のみなさまへ

子どもとたくさん話をして、子どもが何をやりたいのか、理解をする必要があります。
他の子どもと比較するのではなく、一人ひとりの個性を認めることが大切です。

～「守られる権利」～



伊丹市マスコット たみまる

子どもたちはみんな、いじめられたり、苦しめられたりしないよう、守られなければなりません。自分の周りには生活の仕方や考え方などが違う人がいます。そのすべての人が大切にされなければなりません。コロナ等を理由に差別をすることも許されません。自分や周りの人のことを大切にしましょう。

第19条 虐待などからの保護

たとえ親であっても、子どもに暴力を振るったりほったらかしにしてはいけません。そうならないよう、大人は協力して、子どもたちを助け、守らなければなりません。

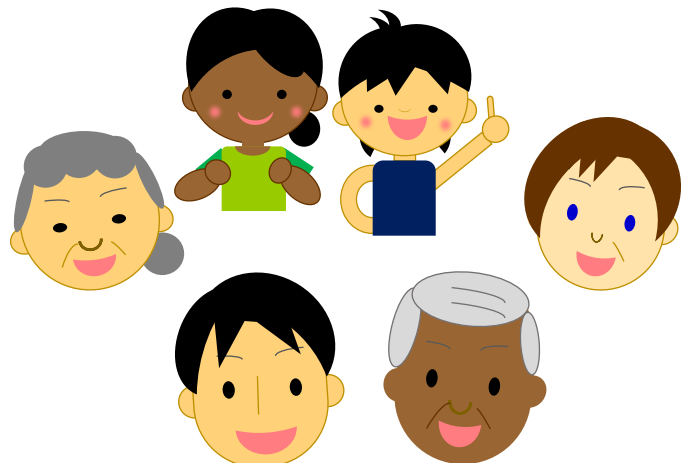
第30条 自分と違ういろいろな人

世界には、いろいろな人が住んでいます。自分の周りにいる考えの違う人とも仲良くしなければなりません。

●保護者のみなさまへ

すべての子どもたちは、大人と同じように人格を持った、一人の人間として尊重されなければなりません。

虐待や危険な目にあうことなく、安心してのびのびと暮らせるよう、多くの大人が目を配り、守ることが大切です。





～「参加する権利」～

伊丹市マスコット たみまる

ともだち おや おとな じぶん かんが つた じぶん
 友達や親など大人に自分の考えを伝えることができます。また、自分の
 ほうほう じゅう ひょうげん
 したいことをいろいろな方法で自由に表現することができます。

第12条 意見を表す権利

第13条 表現の自由

じぶん かんが い え うた じゅう あらわ
 自分の考えを言ったり、絵や歌などにして自由に表したりすること
 あいて はなし き ともだち こま
 ができます。また、相手の話をきちんと聞いたり、友達が困らないよ
 き たいせつ
 うに気をつけることも大切です。



第16条 プライバシーの保護

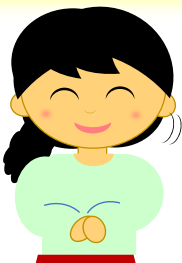
こ ほか ひと し ひみつ かって しら
 子どもにも他の人に知られたくないことがあります。その秘密を勝手に調べたり、
 そのことでいじめられたりするようなことはあってはなりません。

●保護者のみなさまへ

子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの発達に
 応じて、じっくり話を聞き、尊重することが大切です。

ただ、まわりの人を傷つけることや、迷惑になることはしてはいけ
 ないことを教えなければなりません。

教育委員会は、子どもに関わる事業の実施にあたっては、子ども
 の意見を反映してまいります。





岡田 柚羽 さん

令和5年度伊丹市人権週間記念ポスター優秀作品より

伊丹市教育委員会

Tel 072-780-3534

Fax 072-784-8083

E-mail gakkyou@itami.ed.jp